



# 台区の数で定められた認証に基づき適正に処理 東京都駐車場条例に基づき適正に処理

**機械式駐車場一部撤去  
主輪場への変更は**

三  
月  
ノ  
ア  
ン  
ス  
重  
視

「两国パーク・  
赤いばな」管理組合

稼働率が3割に満たない機械式駐車場を一部撤去し、跡地に不足していた駐輪場を増設」。東京都墨田区の「両国パーク・ホームズ」（築19年、52戸）管理組合は、こんな「マッチング」で困り事を解決した。アイデア自体は目新しいものではないかも知れないが、このマッチングを「適法」に実現するには意外に険しい道のりがあった。管理組合が一貫して心掛けたのは「コンプライアンス」（法令順守）の重視だ。

するとなると、屋上緑化も行わなければならぬのだ。  
駐車場を駐輪場に変更する行為は「用途変更」に該

申請書や理由書、図面などに加え、理事会議事録や新築時から毎年の駐車場利用推移を示したグラフも添付した。理由書には「駐車場利用者の減少」と「金子さんは「適開発指導要綱に基づく報告も行つている。駐車場の用途変更やそれに伴う台数の変更について、シヨン管理新聞117号)」とある中、今後はマントシヨンが「適法」な状態を保つていて、かが評価対象になるかも知れない。(マンシヨン管理新聞117号)

(前ページのつづき)  
であるとした。「区分所有者間の  
ごく一部(白井)」別等の所と之等の

本件追跡装置は、たが縦会當時の利害の衡平を害する場合を除き、法規約28条1項に違反する疑義的効力は否定され、設備の一体性が認められるとなへどした。

められるため、修繕し、管理組合が1年間の積立金からの支出を8年6月の総会で決議した新6号の場合は、まさに、マ

れると判断した。新設と追認は疑義控訴審判決では、を払拭する目的だ非常通報装置を導と指摘した。ンシヨン管理に関する私的自治に委ねられている事柄

入することは、管理組合が規約所定の「安全の維持に関する業務」の上での追認であり、管理組合が決議の効力について検討した。区分用することも、法令

「防災に関する業務」は、総会決議が禁するところではあるが、規約の法的効力はないとの判断から、非会員の利益を増進し、良好な運営を肯定し、マンシ常通報装置への積み立て金創出を図ること。

好んで現境を確保する立金拠出を認めたい。マンション管理に関する（マンション管理）に該当して、新聞1121号

理組合が行うはふさわしい管理業務  
法令や公序良俗に反するか、同法の

編集後記